

電気料金審査専門小委員会における 指摘事項への回答について

平成25年11月26日
資源エネルギー庁

【指摘事項1】3期連続赤字になった場合の影響について

金融庁『預金等受入金融機関に係る検査マニュアル』(平成25年8月)

※下線引用者

P. 206 自己査定(別表1)

1. 債権の分類方法

(3)債務者区分

(自己査定基準の適切性の検証)

原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により次のように区分する。

(自己査定結果の正確性の検証)

債務者区分の検証は、原則として信用格付に基づき、債務者の状況等により正確に債務者区分が行われているかを検証する。なお、プロジェクト・ファイナンスの債権については、回収の危険性の度合いに応じて、見做し債務者区分を付して分類を行うことに留意する。

債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。(中略)

② 要注意先

(自己査定基準の適切性の検証)

要注意先とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。

また、要注意先となる債務者については、要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望ましい。

(自己査定結果の正確性の検証)

左記に掲げる債務者が要注意先とされているかを検証する。また、要注意先となる債務者について、要管理先である債務者とそれ以外の債務者を分けて管理している場合には、当該区分が適切かを検証する。

さらに、債務者の財務状況等により判断すれば、破綻懸念先と判断されるものが、単に当該債務者の親会社等の財務状況が良好であるとの理由で債務者区分を要注意先としていないかを検証する。

イ。(省略)

ロ. 赤字企業の場合、以下の債務者については、債務者区分を正常先と判断して差し支えないものとする。なお、本基準は、あくまでも赤字企業の債務者区分を検証するための目安であり、本基準を機械的・画的に適用してはならない。債務者区分の検討は、業種等の特性を踏まえ、債務者の業況、赤字決算の原因、企業の内部留保の状況、今後の決算見込み等を総合的に勘案して行うものとし、本基準の要件を形式的に満たさない債務者を直ちに要注意先と判断してはならない。

(イ)赤字の原因が固定資産の売却損など一過性のものであり、短期間に黒字化することが確実と見込まれる債務者。

(ロ)中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者。

ハ。(省略)

なお、上記のイからハに該当しない債務者については、左記に照らして要注意先に該当するかを検討するものとし、直ちに要注意先と判断してはならない。

【参考】債務者区分 一覧

①正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。
②要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。
要管理先	<p>要注意先の債務者のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者。</p> <p>※要管理債権：要注意先に対する債権のうち「3カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）」（金融機能再生緊急措置法施行規則第4条）をいう。</p>
③破綻懸念先	<p>現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）。</p> <p>具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。</p>
④実質破綻先	<p>法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。</p> <p>具体的には、事業を形式的には継続しているが、財務内容において多額の不良資産を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しがない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、再建の見通しがない状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいう。</p>
⑤破綻先	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

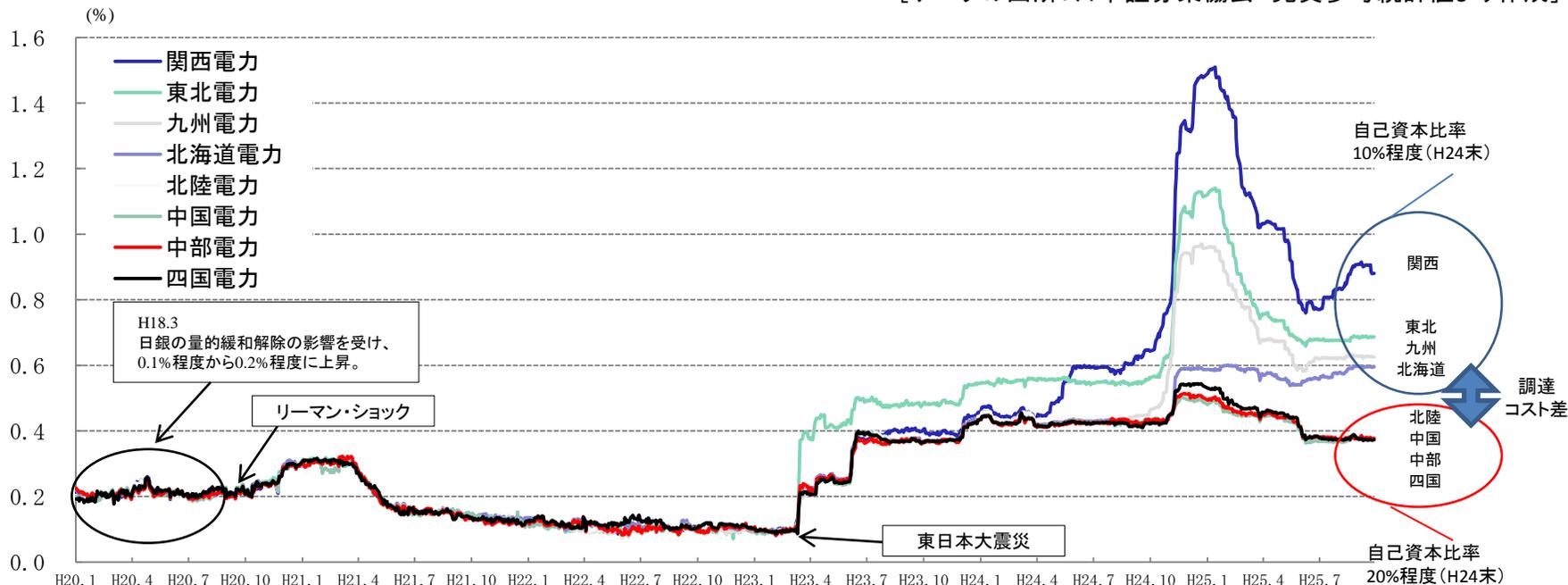
金融庁 『預金等受入金融機関に係る検査マニュアル』（平成25年8月）を元に作成。

【指摘事項2】平成23年1月以前の社債スプレッド推移

- 震災以前は、電力各社の社債スプレッドに有意な差は見受けられないが、震災以降は、自己資本の状況等に応じて、スプレッドに差が生じてきているのが下記グラフから窺える。

◆電力各社債の流通市場におけるスプレッドの推移(現時点で残存7年程度)

[データの出所: 日本証券業協会 売買参考統計値より作成]



◆電力各社の自己資本比率推移

	自己資本比率 (%)						
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
中部	29.8	28.4	29.6	29.5	25.0	22.8	
北陸	23.4	23.7	24.7	24.9	23.5	22.6	
四国	25.0	25.6	24.4	23.5	21.6	18.0	
中国	23.5	21.2	21.6	20.3	19.1	17.5	
関西	26.1	23.2	23.5	23.1	17.8	13.2	
東北	23.0	20.9	21.2	18.8	12.3	10.5	
九州	26.4	25.6	26.1	24.9	18.7	10.2	
北海道	29.2	24.3	24.5	23.2	18.0	9.7	

【指摘事項3】電力各社の料金値下げ実績(部分自由化以降)

◆電力各社の料金値下げ実績

(%)

	中部	北海道	東北	東京	北陸	関西	中国	四国	九州	9社 単純平均
H12.10	5.78	5.83	5.68	5.32	5.57	4.20	6.90	5.26	6.12	5.63
H14.4～ H14.10	6.18	5.39	7.10	7.02	5.32	5.35	5.72	5.22	5.21	5.83
H16.10～ H17.4	5.94	4.04	4.23	5.21	4.05	4.53	3.53	4.23	5.46	4.58
H18.4～ H18.7	3.79	2.85	3.05	4.01	2.65	2.91	2.51	2.57	3.71	3.12
H20.3～ H20.9	0.80	0.00	0.00	0.00	0.00	0.34	1.00	1.02	1.18	0.48
H12以降合計	22.49	18.11	20.06	21.56	17.59	17.33	19.66	18.30	21.68	19.64

(注)規制部門の平均値下率